平成２２年（フ）第１０号
宮崎市池内町古門973番地　市営住宅149棟25号
債務者　尾前　政美
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７８号
千葉県松戸市六実１丁目19番地の５　プリマヴェーラ105号
債務者　落合　康良
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２０３号
千葉県松戸市緑ケ丘２丁目335番地ブレーン・コート上本郷101号
債務者　倉本　洋和
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２７号
山口県岩国市玖珂町232番地25
債務者　笠井　美香
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第２９号
佐賀県唐津市原665番地２
債務者　山下　弘美
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第３４５号
神戸市須磨区中落合１丁目１番405―202号
債務者　ＧＬＯＲＹこと　伊藤　　修
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８４号
神戸市兵庫区湊川町10丁目15番22号　天日住宅103、従前の住所神戸市兵庫区下沢通５丁目３番２―301号
債務者　天野　正雄
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５４号
神戸市兵庫区大開通５丁目１番33号大開マンション303
債務者　鎌田久美子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６号
山口市小郡御幸町７番32―401号　安木ビル
債務者　隅谷　茂人
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
佐賀県三養基郡みやき町大字東津1127番地３
債務者　執行　信宏
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
佐賀県三養基郡みやき町大字東津1127番地３
債務者　執行佐枝子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８１号
広島県福山市鞆町後地1411番地２
債務者　和田　昌吾
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第４５号
神奈川県横須賀市平作１丁目７番10号　ベルピア衣笠第６　101
債務者　門脇　　浩
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第５６号
神奈川県三浦郡葉山町長柄683番地の24
債務者　小池　弓子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第６２号
神奈川県横須賀市二葉２丁目16番３号
債務者　小川六百雄
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第６３号
神奈川県横須賀市二葉２丁目16番３号
債務者　小川　美江
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第９６号
神奈川県横須賀市金谷３丁目１番３号
債務者　河村　照子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第６３号
和歌山県橋本市胡麻生229番地の１
債務者　小西　澄江
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係